

手当のご案内

児童課 ☎66♦1108

ひとり親家庭などのため、国・県および市では、各手当を支給しています。

該当すると思われる方は、お問い合わせください。



児童扶養手当(国)

支給対象 離婚、行方不明、死亡などで父または母親と生計を共にしていない児童や、父または母親が重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級程度)である家庭の児童を養育している方など
※公的年金を受給している方には支給されません

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額 児童1人…41,550円

児童2人…46,550円

児童3人以上…児童2人の金額に1人増すごとに3,000円加算

※支給開始より5年を経過したなどの場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出していただければ引き続き受給できます。

支給月 4月・8月・12月

※所得制限により減額されたり支給されない場合があります。

遺児手当(県・市)

支給対象 親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父または母親が重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級程度、市は3級程度まで)である家庭の児童を養育している方など

支給期間 県…申請の月から5年間

市…申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

県…4,500円(4・5年目は2,250円)

市…2,000円

支給月 県…4月・8月・12月

市…3月・9月

※所得制限により支給されない場合があります。



特別児童扶養手当(国)

支給対象 身体、知的発達または精神などに重度(療育手帳A判定または身体障害者手帳1・2級程度)・中度程度(療育手帳B判定、身体障害者手帳3級程度、または下肢障害や音声・言語機能障害などが4級)の障がいがある20歳未満の児童を養育している方

※内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず診断書の提出により認められる場合があります。

※児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設入所している場合は支給されません。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

1級(重度) …50,550円

2級(中度) …33,670円

支給月 4月・8月・11月

※所得制限により支給されない場合があります。

